

議案第46号

斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

【議案提出担当課：政策財政課】

ＩＣＴを使って行政手続をオンライン化し、町民や事業者の負担を減らすとともに、行政の仕事をシンプルかつ効率的にすることで、暮らしの質を高めることを推進するため、本条例を制定するものであります。

1. 主な制定内容

(1) 電子情報処理組織による申請等（第3条関係）

書面による提出が定められた手続であっても、オンライン申請・届出を可能とし、オンラインによる申請・届出は、町のシステムに記録された時点で町に到達したとみなします。さらに、署名・押印はマイナンバーカード等で代替し、手数料はオンライン決済に対応するものとします。ただし、対面確認や原本確認が必要な部分は書面等で実施し、その他はオンラインで手続を行うものとします。

(2) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）

許認可などの通知は、受け取る人が同意すればオンラインで受け取れるうえ、書面による通知と同じ効力を持つものとし、オンラインによる通知は相手側のシステムに記録された時点で到達したものとみなします。さらに、署名が必要な場合も電子署名等で代替可能とします。ただし、対面確認や原本交付が必要な部分は書面等で実施し、その他はオンラインで手続を行うものとします。

(3) 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

公表資料の縦覧・閲覧は、関連する電子データやその内容を記した書類で提供できるものとします。また、オンラインでの縦覧・閲覧は書面による縦覧と同じ効力を持つものとします。

(4) 電磁的記録による作成等（第6条関係）

町が作成・保存する文書は電子データで作成・保存できるものとし、オンライン

で作成・保存した文書は書面と同じ効力を持つものとします。さらに、署名等が必要な場合も電子署名等で代替可能とします。

(5) 適用除外（第7条関係）

虚偽がないか対面で確認が必要な手続、許可証の原本を事業所に備え付ける必要がある手続など、オンライン実施が適当でないものは対象外とします。なお、すでに別の条例で独自にオンラインによる方法が定められている手続は、本条例の適用外とします。

(6) 添付書類の省略（第8条関係）

住民票の写しや登記事項証明書等、通常は添付が必要な書類であっても、町がオンラインで必要情報を取得・参照できる場合は、添付を省略できるものとします。

2. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。